

登録教習機関情報

(一社)兵庫労働基準連合会は、労働安全衛生法 第77条第4項に基づく登録教習機関としての更新を行い、下表のとおり登録更新されています。

登録更新は5年ごとで、引続き登録予定で更新を行う予定にしています。

なお、修了証に有効期限はありません。

登録した技能講習区分	登録番号	登録有効期限
フォークリフト運転技能講習	兵労基安登録 第17号	令和6年3月30日
玉掛け技能講習	兵労基安登録第22号	令和6年3月30日
ガス溶接技能講習	兵労基安登録第23号	令和6年3月30日
床上操作式クレーン運転技能講習	兵労基安登録第132号	令和6年3月30日
安全衛生推進者養成講習	兵労基安登録 第1号	平成31年9月14日
衛生推進者養成講習	兵労基衛登録 第1号	平成31年9月6日